

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、全済生会労働組合 中央執行委員長 上間 正彦及び同組合和歌山支部 執行委員長 山崎 直也から令和 2 年 10 月 30 日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

令和 2 年 11 月 2 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 一時金、人員の配置及び労働時間に関する要求
- 2 日時 令和 2 年 11 月 10 日から問題解決に至るまでの期間
- 3 場所 社会福祉法人恩賜財団済生会和歌山病院
- 4 争議行為の概要 同盟罷業及び怠業を含むあらゆる争議行為